



中国著作権法改正条項

西 村 峯 裕
周 喆

全国人民代表大会常務委員会の
『中華人民共和国著作権法』の改定に関する決定
全国人民代表大会常務委員会
(2010年2月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第13回会議採択)

第11期全国人民代表大会常務委員会第13回会議において『中華人民共和国著作権法』につき、以下の改正を行う。

- 一 第4条を「著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を損なってはならない。国家は作品の出版、伝播につき、管理監督を行う。」と改正する。
- 二 一条を追加し、第26条とする。「著作権に質権を設定するときは、質権設定者と質権者は国务院の著作権行政管理部門で質権設定登記を行う。」

この決定は2010年4月1日より施行する。

『中華人民共和国著作権法』はこの決定に基づき改正し、条文の順序を調整して、改めて再公布する。

改正前：

第4条 ①法によりその出版及び伝播が禁止されている著作物は、この法

律による保護を受けない。

②著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を損なってはならない。

改正後：

第4条 著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を損なってはならない。国家は作品の出版、伝播につき、管理監督を行う。